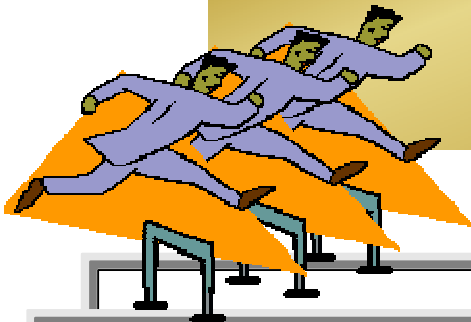


# Can Do

## “可能性への挑戦”

第3号

金田会計事務所通信



### 本物の損得勘定

バブル不況真っ只中の折、大阪で関西経済再建のシンポジウムがありました。関西経済が低迷している理由として大阪商工会議所の副会頭の「工場等制限法」により大阪の都心部から工場や大学を追い出し、空洞化につながったからだという意見に対し、ザ・アールの奥谷社長は「それは責任転嫁。何でも値切りから始め、商品に価値を見出そうとしない風土が、原因だ」と反論していました。関西の商いの思想として「**損得勘定**」があります。目先の損得にのみに囚われると、安いことや法すれすれなどは良いことになるでしょう。しかし、長い目で見ると、この考えは変わってきます。最近の耐震偽装問題やライブドア事件も同じことが言えるのではないのでしょうか。

人間には二つの心があると私は思っています。一つは、自分を基準として、自分にとって都合のいい事、安易なこと、簡単に結果が出ることで自分の満足を図ります。もう一つの心は、周囲や相手の願い(ニーズ)を基に努力し、幸せを創造することにより、結果として満足を得ることです。前者は自己中心的で、あまり発展性がなく、刹那的、一時的な成果しか生まないようです。後者は他者の存在を重要視し、人や環境の絆を強め成長していく源泉となります。「損得勘定」は**損して得取れ**といいますが、まさしく後者のことではないのでしょうか。

私は若いころ、営業が向いていると言われ、本当はいやでしたが、営業を厳しく躰けられたことがあります。しかし、結果として、今の私にとっての大きな財産になっています。最近の若い人が苦勞は嫌で、楽な仕事がいいと考えている調査結果については、素直な人間の本性だと思います。しかし、自分の持っている範囲は狭くて、成長できる要素は少ないので、苦勞を買って積極的に努力してほしいと思います。今の経営者の皆様は、自分の苦勞話などの経験を積極的に若い人に話し、従業員が成長できるように苦勞させてください。そして、自分が得てきた多くの成功体験を経験させてください。人間はともすれば安きに流れるものですから。

本物の「損得勘定」ができれば、立派な**商(あきな)いの達人**です。これは方法論のことを言っているのではなく、仕事の動機、目的、方向性がどうかを確認しながら、戦略、戦術を練ってくださいということなのです。調子が良いときは心配を多くし、ピンチのときは希望を持っていきましょう。そのため、私には自分によく言い聞かせることがあります。「精進。精進！」

税理士 金田康良





# 交際費と上手に付き合う方法

事業を行っていく上で、どうしても欠かせないものの一つに交際費があります。平成 18 年度税制改正でも交際費課税の見直しがあり、今回はこの交際費についてまとめてみました。

## 【 支出交際費の損金不算入制度 】

資本金 1 億円以下の企業については、

- ①. 400 万円までの交際費の金額のうち 10% 部分は損金不算入
- ②. 400 万円を越える部分については全額損金不算入となります。

(損金不算入とは、税金計算上、経費にならないこと)

(注) 資本金 1 億円超の企業は交際費全額損金不算入



## 【 交際費と他の経費との区分は 】

### ① 交際費



「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答、その他、これらに類する行為のために支出するもの」とされています。

交際費とならないものは、別途定められています。また、外部の人だけでなく、従業員等への飲食等についても交際費とされることがあります。ただし、次の場合は交際費とはされません。

- あらかじめ締結された契約によって、その内容、対価の金品が明らかにされている場合の情報提供料(⇒支払手数料等)
- 一定の商品を購入する一般消費者を、旅行・観劇等に招待することをあらかじめ広告宣伝したうえで、招待する費用(⇒広告宣伝費)
- 特約店等の従業員に対し、販売数量または金額に応じて、あらかじめ明らかにされているルールで交付する金品の費用(⇒販売促進費等)

### ② 福利厚生費



次に掲げるものは福利厚生費とすることができます。

- 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に際し、社内で従業員に一律に供与される通常の飲食に要する費用(金品を除く)
  - 残業・日直・宿直者の夜食代(一回につき 300 円以下)及び、宿・日直料(一回 4,000 円以下)
  - 従業員の運動会、慰安会等、又は慰安旅行(50%以上の参加者)の費用
- (注) いずれも世間一般から見て、妥当とみられる金額及び頻度が目安ですが、家族のみの会社ではほとんど認められません。



### ③ 会議費



会議に関連して、茶菓子、弁当、その他の飲食については、一般的に一人3,000円以下のもので、会議に関する議事録等があれば、交際費とはされません。ただし、会社に会議室があり、理由なく外部で飲食をともなうものは、内部接待として交際費とされる場合があります。

### ④ 給与・役員賞与



創業記念品で、5年未満の周期のものや金銭での支給は給与とされます。また、同族のみの会社の社員旅行は家族旅行とみなされ、役員賞与になり損金不算入の上、源泉徴収の対象となりますので、気をつけてください。

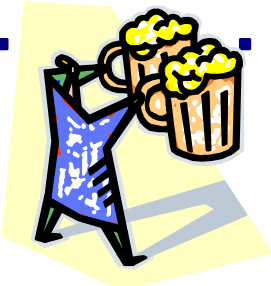
ただし、以上にあげた例は実態がどうであるかが最終的な判断となります。



### 【平成18年税制改正による少額な飲食費の損金算入制度】

社外の者に対する、一人5,000円以下の飲食費を交際費から除く制度です。これは、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに開始する事業年度が対象です。この規定を受けるには ①、飲食のあった年月日 ②、飲食に参加した得意先等の会社名、氏名、その関係（〇〇課〇〇様まで具体的に） ③、飲食に参加した者の数 ④、飲食の金額、飲食店名及び所在地等が必要です。

また、領収書を分けて金額を小さくすることや、人数のごまかしなどの行為がわかれば重加算税（いわゆる脱税）の対象とされるため気を付けてください。今後は、「交際費」と「少額接待費」という科目に分けることも必要でしょう。また、領収書には、宛名が空欄であったり、上様となっていてはいけません。年月日も忘れず、記入もれがないようによく確認してください。一人で食事をしたもので交際費として精算する人もいますが、無論対象外です。（領収書に人数が書いてあるものもありますから・・・）



最後に、個人事業者の交際費は全額経費として認められますが、事業と関係のない費用については、法人も同様ですが、個人の趣味としての支出となり、当然経費にはなりませんので注意してください。改正税法に伴い、参考となる書式を用意しました。



### 少額接待費明細

営業 2 課 氏名 山田 太郎 印

飲食のあった日		領収書貼付		
18 年 5 月 3 日				
相手先	会社名及び関係			
	〇〇〇株式会社(仕入先)			
	部署名又は役職			
	営業部課長他			
	氏名及び人数			
太田 一郎、星 徹 計2名				
飲食店名、住所及び金額		担当	部長	社長
領収書の通り		印	印	印

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として  
 税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動への  
 サポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

#### 金田会計事務所

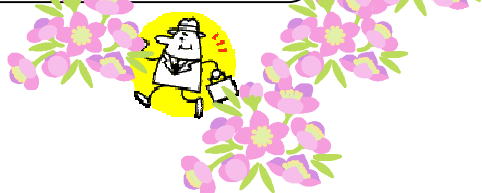
〒541-0052

大阪府中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階(1階阪急そば)

TEL(06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikai@peace.ocn.ne.jp



顧問先のメインバンクでの決算報告会